

寄付助成事業「事業指定プログラム」のご案内

事業指定プログラムは、地域活性化や地域課題の解決を目的とする様々な公共的活動（事業プログラム）を、寄付を通じて応援することを目的とする当財団が行う助成事業です。寄付者は、様々な活動の中から自分が応援したい事業プログラムを選んで寄付します。

集まった応援（寄付金）は、皆様のそれぞれの活動を実施するために活用いただけます。

○対象事業

県内で公共的活動を行う団体が行う次のいずれかに該当する事業が対象です。

- ・行政又は公的な団体その他の主体が十分対応できていない地域課題又は生活課題の解決を図ることを目的とした事業
- ・社会的な課題の解決又は社会変革を目的とした事業
- ・継続的かつ効果的な課題解決の手段が確立していない分野において、実施手段などがモデルとして活用可能な先駆的事业
- ・自団体の活動資金獲得の仕組みづくり又は製品開発を目的とした事業

○寄付を受け取るまでの流れ

事業プログラムの立案・寄付募集の開始

寄付募集のPR※1※2

寄付金のお渡し※3

※1 寄付募集の広報活動は、申請団体様と当財団が協働で行います。

※2 寄付金は、寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象となります。

※3 寄付サイト及び法人運営経費として寄付総額から10%を頂戴します。

○寄付募集を開始するには

公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」(<https://www.mirai-kikin.or.jp/>)から申請様式をダウンロードいただき、必要書類を添えて当財団までご提出ください。



長野県みらいベース

○事業指定プログラムに関するお問い合わせ

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所

〒390-0852 松本市大字島立 1020 長野県松本合同庁舎 2階

電話：0263-50-5535 FAX：0263-50-6561 E-mail：matsumoto@mirai-kikin.or.jp

長野県みらい基金は、寄付者と公共的活動を行う団体をつなぎます。

